

食品添加物の違反事例と制度的欠陥

2026 年 7 月 16 日(木)午後 3 時～5 時

参議院議員会館 B104

1. 食品の NOVA 分類(加工度に応じた分類)

超加工食品(高度に加工された食品)には、袋菓子、大量生産のパンやデザート、ソーセージ、ホットドッグ、冷凍魚フライ、ソフトドリンク、アイスクリーム、キャンディーを始め、包装されてスーパーに陳列される多くの食品が含まれる。

2. 食品添加物の違反事例から学ぶ

1) 添加物製剤の含量不正

2) 「かんすい」の認証不正

3) 危険なエチレンオキサイドガス殺菌

4) ジエチレングリコールで汚染された食品香料

5) カビ毒シトリニンで汚染された紅麴色素

6) カビ毒フモニシン B1 で汚染された紫トウモロコシ色素

7) 水銀で汚染されたアナトー色素

8) ヘキサクロルベンゼンで汚染された食用赤色 104 号

9) 黄色 4 号で汚染された紅花色素

10) 赤色 40 号で汚染されたブドウ果汁色素、他

3. 食の安全を担保できない食品表示

1) 表示免除の加工助剤とキャリアオーバー

2) グルタミン酸ナトリウムを隠す「調味料(アミノ酸等)」

3) アレルギー表示を隠す「増粘多糖類」

4 人工甘味料の不純物

1) スクラロースの 6STEP 法と 4STEP 法

メージ	6Step 法	4Step 法
主成分	スクラロース	スクラロース
不純物1	公定書記載の不純物	該当しない＝適合
不純物 2	該当なし	新製法に伴う不純物

2) アセスルファムの不純物:

5-塩化アセスルファムとアセチルアセトアミド

5. 制度的欠陥(分担変更) (総定員法)

現在の仕組み			食品衛生法改正前	
規格・基準	食衛法	消費者庁	食衛法	厚生省 厚生省
食品表示	食衛法	消費者庁		
食品監視	食衛法	厚生省		
安全性評価	リスク評価	内閣府		
試験・研究	国立衛研*	厚生省		

*厚生労働省に属する研究機関で、医薬品、医療機器、食品、化学物質の品質、安全性、有効性に関する調査・研究を行う。食品添加物部以外の食品衛生部、生薬部、病理部、毒性部等様々な研究室が関与。

食品添加物に関する食品衛生法第13条の改正(第 7

会場:14:45 開会:15:00

ご出席議員のご紹介とご挨拶

食品添加物の違反事例と制度的欠陥

中村幹雄（薬学博士、元鈴鹿医療科学大学薬学部客員教授、元消費者庁食品表示一元化検討会委員）

定員:50 名(定員にて締切) 定員を超えて受付できないときのみ御連絡いたします。

資料代等:国会議員・秘書等、マスコミ:無料、個人:1,000 円、企業・団体等:2,000 円

参議院議員 徳永エリ

運営 食と薬の安全を考える市民の会(〒476-0002 愛知県東海市名和町前郷 52-3)

連絡先 同・大阪市民の会(〒532-0011 大阪市淀川区西中島 4 丁目 2-12 CSビル 3 階) 中村

FAX:06-6305-8614 メール: mikio@nakamura.in、または hiroo.n3@me.com

携帯:090-3280-4181(当日の午後 2 時 30 分以降は応答できませんのでご注意ください。)